

社会福祉法人に係る**基本的事項**について

令和8年7月2日

広島県健康福祉局介護政策課

1. 社会福祉法人**制度等**について

社会福祉法人制度の概要

1. 社会福祉法人とは

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人（社会福祉法第22条）
 - ① **第一種社会福祉事業**・・・原則、行政又は社会福祉法人
特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設等
 - ② **第二種社会福祉事業**・・・経営主体に制限なし。株式会社やNPO法人も可。
保育所、老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業等
 - ③ **公益事業**・・・公益を目的とする事業
有料老人ホーム、介護老人保健施設の経営、介護予防等
 - ④ **収益事業**・・・その収益を社会福祉事業若しくは公益事業に充てることを目的とする事業 貸ビル・駐車場の経営、公共的な施設内の売店等

2. 社会福祉法人の運営

- 社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受ける一方で、税制優遇措置や補助金の交付等の支援措置を受けている。
 - ① 公的規制・・・原則不動産（基本財産）も自己所有、解散時の残余財産の帰属先の制限、計算書類等の届出・公表、所轄庁による指導監査
 - ② 支援措置・・・社会福祉事業・公益事業に係る法人税の原則非課税、施設整備補助金の交付 等
- 非営利法人として、法人財産に持ち分、剰余金の配当、残余財産分配はなし。

社会福祉法人の適正な運営

1 法人の適正な運営（社会福祉法第56条）

- ①法令、法令に基づいて行われた行政庁の処分、定款に違反しないこと。
- ②法人の運営が著しく適正を欠かないこと。

2 法人の適正な支出管理

- ①入札契約に係る扱い
 - ・原則として競争入札とし、随意契約に関する規制を順守すること。
- ②役員・評議員の報酬等（社会福祉法第45条の35）
 - ・民間事業者の役員報酬、従業員の給与、当該法人の経理状況等を考慮して、不当に高額にならないこと。
 - ・役員・評議員の報酬等の支給基準は、評議員会の承認を受け、インターネットの利用により公表すること。

3 特別の利益供与の禁止（社会福祉法第27条）

- ・社会福祉法人の評議員、理事、職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならない。
- ・「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。（非営利法人に係る法人税基本通達 1 - 1 - 8参考）

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

2. 社会福祉法人の構成機関等について

社会福祉法人の構成機関等

1 機関（社会福祉法人第36条）

- ① 評議員、評議員会
- ② 理事、理事会、理事長、（業務執行理事）
- ③ 監事
- ④ （会計監査人）

2 資産（社会福祉法人第25条）

- ① 所有要件：原則、土地及び建物の所有権（例外で貸与も可）
- ② 資産の4区分：基本財産、その他財産、（公益事業用財産）、（収益事業用財産）

3 定款（社会福祉法人第32条、第45条の36）

- ① 所轄庁の認可（届出で可のものもある）
- ② 必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項

理 事

社会福祉法（第44条、第45条の16）

- ①員数：6名以上（理事長も含む）
- ②職務：法人業務の意思決定に参画、理事長や業務執行理事の業務執行を監視
- ③欠格事由：法人、解散命令を受けた社会福祉法人の当時の役員等
- ④資格：特殊関係人及び反社会勢力の排除
 - ・各理事に配偶者や親族、特殊関係人が3名を超えては不可（4名以上が不可）
 - ・理事総数の1/3を超えては不可（理事6名だと3名以上が不可）
- ⑤条件：社会福祉事業の経営や区域内的の福祉に通じている者、施設の管理者
- ⑥義務：評議員会での説明、競業取引や利益相反取引の承認・報告等
- ⑦任期：選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（例：令和8年6月X日任期開始⇒令和9年度決算に係る定時評議員会の開催する令和10年6月Y日まで）
- ⑧選任：評議員会で選任・解任

理事長・業務執行理事

理事長（社会福祉法第44条、第45条の16、17）

- ①員数：1名
- ②職務：法人業務の業務遂行を代表、理事会で職務執行状況の報告
- ③欠格事由：理事の規定
- ④資格：〃
- ⑤条件：〃
- ⑥義務：〃
- ⑦任期：〃

業務執行理事（社会福祉法第44条、第45条の16）

- ①員数：定めなし
- ②職務：法人の特定業務を執行（代表権なし）、理事会で職務執行状況の報告
- ③欠格事由：理事の規定
- ④資格：〃
- ⑤条件：〃
- ⑥義務：〃
- ⑦任期：〃

監 事

社会福祉法（第44条、第45条の18）

- ①員数：2名以上
- ②職務：理事の職務執行を監査（理事会参画、監事監査）
- ④欠格事由：理事と同じ
- ③資格：特殊関係人及び反社会勢力の排除
（各理事・監事に配偶者や親族、特殊関係人は不可）
- ⑤条件：社会福祉事業又は財務管理に識見を有している者
- ⑥義務：監査報告の作成、理事会への報告、理事会への出席、評議員会への報告・説明
- ⑦任期：理事と同じ
- ⑧選任：評議員会での選任議案の提出には、現監事の過半数の同意が必要
- ⑨権限：業務報告請求又は業務・財務状況調査、理事の行為の差止請求

理 事 会

権限（社会福祉法第45条の13）

①全ての業務執行の決定

- ・ 重要な財産の処分及び譲り受け
- ・ 多額の借財
- ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・ 内部管理体制
- ・ その他の重要な業務執行の決定

②理事の職務執行の監督

③理事長、業務執行理事の選"定"、解"職"

開催時期

必要に応じ随時（少なくとも、決算承認・予算承認の2回は必要）

運営（社会福祉法第45条の14）

- ① 特別利害関係人（競業取引、利益相反取引等）は議決に加われない
- ② 代理人や持ち回り、書面による議決権の行使は不可
- ③ 決議には、過半数が出席し、その過半数をもって行う（例：6定数、1名特別利害関係人ありの場合は、3／5名以上の賛成が必要）

評 議 員

社会福祉法（第39条から第41条）

- ①員数：7名以上（理事数と同数以下は不可）
- ②職務：評議員会に出席し法人運営の基本ルールの設定に参画
- ③欠格事由：理事と同じ
- ④資格：特殊関係人及び反社会勢力の排除
（各評議員・理事・監事に配偶者や親族、特殊関係人は不可
役員又は当該法人の職員との兼職は不可）
- ⑤条件：社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
- ⑥義務：評議員会で議決権の行使
- ⑦任期：選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（例：令和8年6月X日任期開始⇒令和11年度決算に係る定時評議員会の開催する令和12年6月Y日まで）
- ⑧選任：評議員選任・解任委員会において選任及び解任
- ⑨権限：理事に対する評議員会の招集請求・招集、評議員会での議案提案権、役員・評議員の解任の訴え

評 議 員 会

権限（社会福祉法第45条の8）

①重要事項の決議

- ・ 理事・監事、会計監査人の選任と解任
- ・ 理事・監事の報酬
- ・ 決算の承認
- ・ 役員及び評議員の報酬支給基準の承認
- ・ 定款の変更
- ・ 法人の解散と合併
- ・ 社会福祉充実計画の作成・変更
- ・ その他

法定事項

定款記載事項

開催時期（社会福祉法人第45条の9）

必要に応じ随時（少なくとも、6月末までに開催する決算承認に関する"定時"評議員会の1回は必要）

決算承認を行わないものは、"定時"ではなく、臨時評議員会等と呼ばれます。

運営（社会福祉法第45条の9）

①理事会とほぼ同様

③決議は、普通決議と特別決議（議決参加可能者の2 / 3 以上の賛成）

役員・評議員の選任の流れ

理 事 会

- 役員（理事及び監事）の候補者案の承認、監事の同意
- 評議員候補者案の承認
- 評議員選任・解任委員会の招集決定
- 評議員会の招集決定

評議員選任・解任委員会

- 理事会で承認された評議員の選任

定時評議員会は中14日
臨時評議員会は中7日

評議員会

- 理事会で承認された役員候補者（理事・監事）の選任

理 事 会

- 評議員会で承認された理事の中から、理事長の**選定**